

後期高齢者医療保険からのお知らせ

●保険料率・賦課限度額が変わります ～法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます～

(現行) 平成 28・29 年度	
・均等割額	44,800 円
・所得割率	8.92%
・賦課限度額	57 万円

【改正後】 平成 30・31 年度	
・均等割額	45,200 円
・所得割率	8.89%
・賦課限度額	62 万円

※どんなに所得の高い人でも年間の保険料は 62 万円になります。

後期高齢者医療制度は、みなさんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国・県・市町村が負担する公費によって運営されています。

医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合いましょう。

●保険料の軽減について ～平成30年度以降の保険料軽減措置について～

1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い人は、世帯（世帯主と被保険者）の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

【均等割額軽減の基準】～世帯（世帯主・被保険者）の総所得金額等（医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額）により判定します。～

33万円を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	⇒	9割軽減
33万円を超えない世帯	⇒	8.5割軽減
33万円 + (27.5万円(注) × 世帯に属する被保険者数) を超えない世帯	⇒	5割軽減
33万円 + (50万円(注) × 世帯に属する被保険者数) を超えない世帯	⇒	2割軽減

※ 65 歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限 15 万円が控除されます。

※ 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※ 軽減判定は 4 月 1 日（4 月 2 日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

(注) 軽減（2 割軽減・5 割軽減）拡充の内容 … いずれも、軽減対象所得の基準額を引き上げます。

	① 5 割軽減の拡充	② 2 割軽減の拡充
現 行	基準額 33 万円 + (27 万円 × 被保険者数)	基準額 33 万円 + (49 万円 × 被保険者数)
改正後	基準額 33 万円 + (27.5 万円 × 被保険者数)	基準額 33 万円 + (50 万円 × 被保険者数)

2. 被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険（市町村国保や国保組合は対象となりません））の被扶養者であった人は、所得割がかからず、均等割額が 5 割軽減（現行 7 割軽減）となります。ただし、上記 1 の 9 割軽減、8.5 割軽減が適用される場合は、そちらを優先します。

3. 所得割軽減の廃止

所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の人（年金収入のみの場合、153 万円超 211 万円以下の人）の所得割軽減（現行 2 割軽減）が廃止されます。

●平成 30 年 4 月から、入院時の食事代が変わります

住民税課税世帯の人の入院時の食事代が 1 食あたり 360 円から 460 円に変わります。
限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている住民税非課税世帯の人、指定難病の人などの負担額は変わりません。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線 327・328）

◆昭和 18 年 5 月 2 日（6 月 1 日生まれの人へ）4 月下旬に、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。（保険年金課 医療係）